

令和7年9月19日

御前崎市議会議長 渥美昌裕 様

御前崎市議会議員 高田和幸



御前崎市政治倫理審査委員会の審査結果に対する弁明について

御前崎市政治倫理規定第11条第2項の規定により、下記のとおり弁明します。

記

弁明書提出の趣旨

令和7年9月5日付けの結果報告書は、その書き方はどうあれ、今回の調査や審査が適正に行われたとは思えない状態で結果を出しており、到底受け入れられるものではありませんので、弁明書を提出します。

提出の背景

今回の政治倫理審査会については、請求者からの審査請求理由の聞き取りのみで審査会が終了しています。

一般的に審査においては、本証と反証により判断されるものです。審査請求人は、申し立てたことについての証拠を提示すべきものであり、審査対象者はそれに対しては反証をもって行うことになります。また、反証や証拠がない限り審査結果報告書は認定したという表現ではなく、推定すると記載されるべきです。

報告書の記載を訂正願い

まず、令和7年9月2日に開催された第3回審査会において、一切の証言及び弁明を拒否したとありますが、非公開で実施される審査会での証言について拒否したものであり、公開の場であれば、お答えする旨は伝えました。

これは事前に委員長にも伝えてありますので、報告書の記載を訂正願います。

弁明の要点

審査結果(2)政治倫理基準に違反する事実の存否等について、それぞれ以下に説明し、政治倫理審査会の審査結果①～⑤項目については、政治倫理つまり

市民の信頼失墜行為は、断じて何一つしていませんと申し上げます。

政治倫理審査会審査結果①～⑤項目に対する弁明

①の6月議会最終日に弁明書を読み上げたことについては、秘密会の内容を漏らしたと言っていると思われませんが、私はいつ、どのような内容で政治倫理審査会が開催され、そこでどのような審議がされたと言うことは一切知りえないものであり、秘密会の内容を聞いたなどと言うことは一切言いません。私の持つ事実に基づいて弁明したものです。また、これについては、調査特別委員会が設置され、調査の結果、疑わしいが漏らした人を特定することが不可能であるという結論が出ています。従って、違反する事実は存在しません。

②のブログで私の一般質問について是とした職員が名乗り出ることを止めた事実については、その通りです。そもそも、前回の政治倫理審査会では、調査の結果そのような職員はおらず、私の虚偽発言と結論付けています。最終的には議員辞職勧告まで出されることとなりました。今回このような職員がいたことを認めて、妨害したとするなら、前回の調査をやり直すのが道理だと思います。ただ、政治倫理審査会は、審査請求書に「議員である前に社会人として・・・」と書かれている部分について、いわゆる人格批判であることに委員の誰一人として気付くことなく審査を進め、組織人として所属する組織の批判を許す職員がいるはずがないという考えのもとで審査をしていると思われるため、名乗り出た職員の人権が守られない可能性が高いと判断し、私のためにそのような辛い思いをしなくてもいいと言いました。この行為自体が倫理、すなわち人権を尊重するという規範に外れているとは到底思えません。

③の6月13日の議場自席において、特定職員にハラスメントをしたとされることについては、その時の会話の録音データも持っています。職員との会話の内容は、同日に出された審査結果報告書に書かれている引き継ぎ書を取得した時にハラスメント行為があったとされた件について、本人からはそのような事実はないと聞いていましたし、同席した他の職員もそのような事実はないと言っていましたので、政倫審の結果報告書に書かれていることが違っているようなら訂正をお願いしたものです。当時、静岡県紛争処理委員会への申し立てを検討していましたので、紛争処理委員会の委員は県から弁護士が選任される旨を伝えました。弁護士を持ち出して脅したように捉えられているなら明らかに間違いであり、本人への尋問もなしに決定づけるのはおかしいと思います。また、私にハラスメントを受けたとする職員とのやり取りについては、審査請求者の知りえるものではなかったはずです。ハラスメントがあったとする申し

立ては誰からのものであるかを明確にし、申し立てた者が審査請求人になるべきです。

④の自身の議会報告を地域住民に回覧したことについては、町内会の協力によりお願いしています。町内会や自治会が特定の議員を支援することは法的にも問題ないとされています。町内会長の負担なのかもしれませんが、協力してくれている町内会長は、地域住民に市議会の様子を伝えることが必要だと考えてくれているものだと理解しています。政治倫理審査会が町内会の判断について政治倫理として判断することではないと思いますし、議員は町内会と良好な関係を作り、地域住民の意見を市政に反映すべきだと思いますので、政治倫理に触れる内容ではないと思います。また、請求者は具体的にどこの町内会が回覧を指示されたのかを申し立てるべきで、政治倫理審査会もその町内会長から事実確認をするべきであるのに、それを怠り、結論を出すのはおかしいと思います。

⑤政治倫理審査会での証言の拒否はあくまで、非公開とされた場での拒否であり、疑いを持たれたことに対しては、自身のブログで弁明しています。そもそも、御前崎市議会議員政治倫理規程第8条第5項に政治倫理審査会は公開で行うとされているにもかかわらず秘密会で行われ、前回私は証言した内容についての事実確認はされませんでした。この秘密会を盾に私の証言は表に出ることなく、一方的な決めつけにより結果を報告されました。今回も前回同様こちらの証言は封印され、一方的に結論を出されることを心配しての発言拒否でしたが、結果は同じで残念に思います。退席時にバックを叩きつけたという記載があります。まさに秘密会とされることで私が懸念していたことです。公開にされていれば、このような偽事が書かれることはなかったはずです。

私としては、政治倫理審査会の在り方自体が、市民の議会に対する信頼を損なっていると思います。選挙で選ばれた議員は市民の代表であり、非公開での会議は最も慎重に行われるべきものだと考えます。